



UNIVERSITÀ
DEGLI STUDI
FIRENZE

行政法学者のイタリア留学5ヶ月目

一橋大学法学部 / Firenze大学法学部

土井翼

国内法秩序形成科研費研究会

2023/01/24

本日のプログラム

自己紹介

現在の所属、経歴等

これまでの研究

留学の理由

イタリア法への関心

滞在先の選択

よもやま話

行政との関わり

講義・研究関係

本日のプログラム

自己紹介

現在の所属、経歴等

これまでの研究

留学の理由

イタリア法への関心

滞在先の選択

よもやま話

行政との関わり

講義・研究関係

土井翼（どい・つばさ）

関心分野：公法学、特に行政法総論

現職：一橋大学大学院法学研究科・准教授
Firenze大学法学部・客員??

* 2022年9月～2024年8月（予定）

前職：東京大学大学院法学政治学研究科・助教など
その際にヨーロッパ法の講義やゼミに出席

本日のプログラム

自己紹介

現在の所属、経歴等

これまでの研究

留学の理由

イタリア法への関心

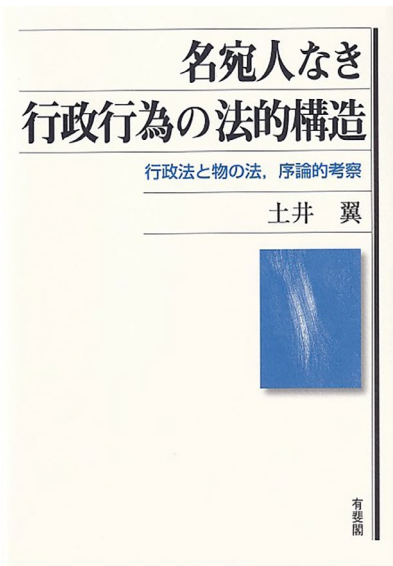
滞在先の選択

よもやま話

行政との関わり

講義・研究関係

『名宛人なき行政行為の法的構造』 (2021)



対象：名宛人なき行政行為の理論的意義

方法：日独仏公法学の学説史研究

意義：形式的確定力を伴う対世的規律の実現

本日のプログラム

自己紹介

現在の所属、経歴等

これまでの研究

留学の理由

イタリア法への関心

滞在先の選択

よもやま話

行政との関わり

講義・研究関係

公物法研究の伝統と展開

前提：『名宛人なき～』は公物法への関心から出発

伝統：A. Sandulli、M. S. Giannini、S. Cassese.....

展開：共物（beni comuni）概念をめぐる議論

- Rodotà委員会による民法典改正草案の基礎
- 基本権行使及び人格の発展との連関を根拠とする利用保護
 - * 特別使用の許可は基本的に不可
 - * 用途廃止や譲渡も基本的に不可
 - * 用途維持につき国が責任を負担

法律上の利益（interesse legittimo）論

前提：『名宛人なき～』は形式的確定力に着目

- ・ 対世的規律実現のために私人の出訴権を手続保障なく制約
- ・ いかなる実体法上の地位に対してであれば許容しうるか？

伝統：権利（diritti soggettivi）と法律上の利益の区別

- ・ 1865年行政争訟廃止法と1889年国務院第4部設置法
- ・ 権利とは異なる主観的法的地位としての法律上の利益概念

展開：研究の進展

- ・ 行政裁判法典の制定（2010年）抄訳：成城法学88号（奥村公輔）
- ・ 歴史研究：F. G. Scoca, *L'interesse legittimo* (2017)

本日のプログラム

自己紹介

現在の所属、経歴等

これまでの研究

留学の理由

イタリア法への関心

滞在先の選択

よもやま話

行政との関わり

講義・研究関係

Fizenre大学法学部という選択

前提：イタリア留学という選択

- ・『名宛人なき〜』で扱った独仏は優秀な同世代が数多く留学
- ・イタリア法は日本では研究しにくい

問題：留学地、受入教員を誰にするか

- ・誰が行政法学界で有力なのか文献からではよくわからない
- ・誰が客員研究者の受入れに積極的なのか外からではよくわからない

Firenze大学法学部という選択

相談：前ページの問題点について留学経験者に相談

- ・ 以下のように前者は問題自体を消したので後者について
- ・ 法制史の先生に相談した

選択：法制史学者のBernardo Sordi教授へ受入れを依頼

- ・ B. Sordi, *La giustizia e amministrazione nell'Italia liberale*
- ・ L. Mannori/B. Sordi, *Storia del diritto amministrativo*
- ・ 学説史研究をしたが、歴史学の手法をきちんと学んだことがない
- ・ Firenze大学に友人がいることも後押しに

本日のプログラム

自己紹介

現在の所属、経歴等

これまでの研究

留学の理由

イタリア法への関心

滞在先の選択

よもやま話

行政との関わり

講義・研究関係

イタリア人行政法学者の行政観

本書のタイトル〔『行政法の論理』〕は、逆説的とまではいえないかもしれないが、挑発的なものにみえるであろう。実際、行政法に論理などというものが存在するのであるか？ 官僚機構と関わった者の経験は、概してこの問いに対する否定的な答えにつながる。どれほどの精神的負担や〔手続の〕履行が、理不尽あるいは不当に過重なものにみえるかを考えてみれば十分である。さらに、私人からの申請に対する行政の応答はしばしばいつなされるのかもわからず、結果も予測できない。そうすると、市民と行政の関係は、市民を実効的に保護するのに行政を適切に規律するのに適していないように思われるような法によって規制されているのである。

G. Napoletano, *La logica del diritto amministrativo*, Introduzione.



出発前：住居の確保とビザ発給

住居の確保：運良くなんとかかった

- Firenze大学には自前の宿泊施設がない
- 大学を通じて手配した公共住居はウクライナ難民用に転用された
- 民間の学生寮を探してメールで契約できた
- 納税者番号（codice fiscale）という罫

ビザ発給：運良くなんとかかった

- Firenze大学との関係での手続は難なく進んだ
- 内務省のシステム導入失敗の結果、nulla osta発給がすべて停止
 - * nulla osta：ここでは労働許可証
- 渡航1ヶ月前にトラブルが解消され、なんとかビザを取得
 - * 大使館サイトの記載と異なり申請費用が無料だった

到着後：滞在許可の申請と受領など

滞在許可の申請：なんとかなった

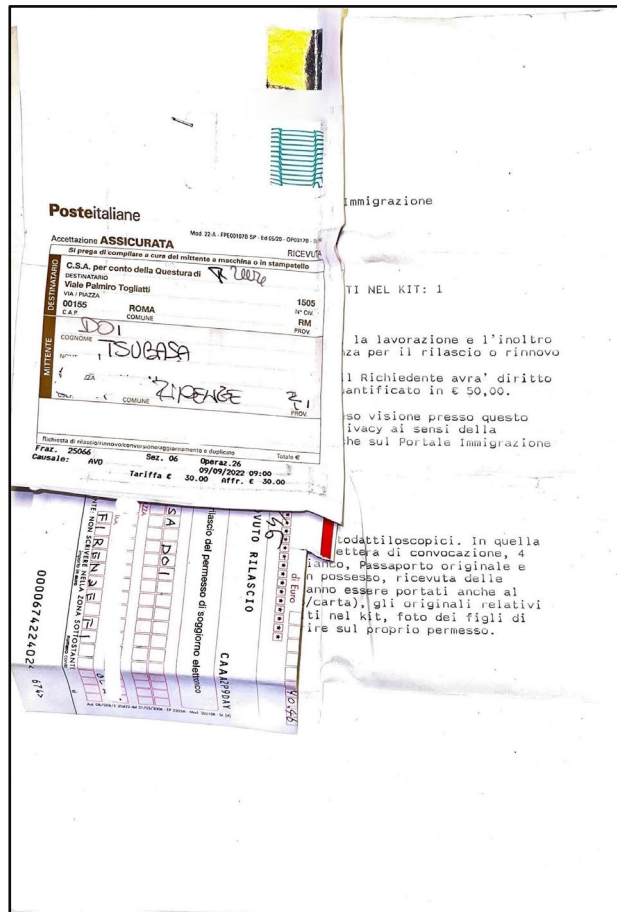
- ・ 在日伊大使館では、郵便局で申請書類を受領しろと指示される
- ・ 県庁では、郵便局の申請書類は捨ててここで作れと指示される
- ・ 郵便局に書類を提出し、警察署での申請日時の予約をする
 - * Firenzeでは予約時刻は無視して朝から並ばないと詰む
- ・ 警察署では書類を提出し、指紋と掌紋を取られる

滞在許可証の受領：できていない

- ・ 滞在許可証の発給は慢性的に遅滞している
 - * 滞在期間内に受領できない人もしばしばいるらしい
- ・ 受領までは郵便局の振込票と予約票が許可証と同等の効力をもつ
 - * ただの紙なので、国外では効力が疑われうるらしい

到着後：滞在許可の申請と受領など

滞在許可証の受領：できていない



← 滞在許可証代わりの振込票と予約票 (A4版)

- 予約票はわら半紙
- 国外移動にはリスクあり
 - * 空港警察に連行された人の目撃証言あり
- ただし、日本との移動時には確認されず

到着後：滞在許可の申請と受領など

市民教育：全体的に不思議な仕組み

- ・到着後3ヶ月頃に、イタリアでの生活についての教育を受ける
- ・ビザや滞在許可の申請方法についてのビデオを見せられる
 - * ただし、市民教育の予約は滞在許可申請時にする
- ・イタリアの生活習慣についてもビデオで教えてもらえる
 - * ただし、その時点で既に3ヶ月はイタリアに居住している

本日のプログラム

自己紹介

現在の所属、経歴等

これまでの研究

留学の理由

イタリア法への関心

滞在先の選択

よもやま話

行政との関わり

講義・研究関係

Firenze大学法学部における講義

講義期間：2022.9.13～12.7 / 2023.3.1～6.6

- ・ 講義期間が短い分だけ、各講義の週あたりのコマ数が多い
e.g. 中世・近代法制史（12単位）は週4コマ
- ・ 講義期間後は試験期間（口述試験）

開講科目：非常に多岐にわたる

- ・ 行政法だけでも.....
行政法第1部（総論）、行政法第2部（訴訟法）、行政法（事例演習）、
応用行政法、比較行政法、労働行政法、欧州行政法、地方自治法、
移民法、公役務法、第三セクター法、警察法.....
- ・ 開講科目一覧

<https://www.giurisprudenza.unifi.it/vp-641-laurea-magistrale-in-giurisprudenza-immatricolati-anno-2022-23.html>

Firenze大学法学部における講義

講義の例：中世・近代法制史（Bernardo Sordi教授）

- ・ 大教室での一方通行の講義
 - * ただし、学生はしばしば質問をするし、問いかけに応える
- ・ 講義内容の中心は*ius commune*など中世法と市民革命期の法思想
- ・ 週4コマのうち1コマは文献講読
 - * N. Bobbio, *La consuetudine come fatto normativo*
 - * P. Grossi, *L'ordine giuridico medievale*
 - * F. Galgano, *Storia del diritto commerciale*
 - * M. Fioravanti, *Stato e costituzione*
 - * M. Foucault, *Sorvegliare e punire*
 - * P. Costa, *Civitas*, t. 1
 - * C. Storti, *Questioni di diritto sulla tratta atlantica*
 - * W. Doyle, *L'antico regime*
 - * B. Sordi, *Diritto pubblico e diritto privato*

Firenze大学法学部における研究

若手研究者の待遇など

- 博士課程に進学する学生は多くないが危機的に少なくもない様子
- テニユアを得るのはかなり難しいらしい
 - * 多くの学生は博論執筆後も非常勤講師で経歴を繋ぐ
 - * 弁護士をしながら研究を継続する人も多い
 - * そのためか教授研究室の開放性が異様に高い（ことも）
- モノグラフの刊行が重視されている様子
 - * 初対面の同世代から、もう単著を出したかとよく訊かれる
- 「弟子」の養成の態様は日本とは違うかもしれない（?）

Firenze大学法学部における研究

行政法の研究

- ・ 受入教員が法制史の専門家なので行政法学者との交流は未だ.....
- ・ 教科書が異様に大量に刊行されている
 - * 特にGiappichelli社は同タイトル別著者の本を大量に刊行
 - * M. Clarich, Manuale di diritto amministrativoが定番らしい
 - * 訴訟法はA. Travi, Lezioni di giustizia amministrativaか
M. Clarich, Manuale di giustizia amministrativaが定番らしい

Firenze大学法学部における研究

行政法の研究

- ・ 行政裁判法典（2010年）のインパクトはかなり大きい様子
 - * Giannini説を論評したら「今の本を読むべき」と言われた
 - * それ以前の学説は実定法学者の参照外になりつつある？
- ・ ただ、今のところ学説史を完全に放擲しているわけでもなさそう
 - * 日本におけるRomano受容について話すと関心をもたれた



Firenze大学法学部における研究

行政法の研究

- ・ 対面での研究会は2022年後半から再開されだした様子
 - * 再開したらいきなりアクセル全開なのが日本とは違う？
- ・ ドイツやフランスなど近隣との往来も復活しつつある
 - * P. GrossiやM. Fioravantiの追悼集会の参加者

通常裁判所と行政裁判所



Firenze通常裁判所

- Centroからトラムで約20分のNovoli地区
- とにかく巨大
- 自由に入出りできる



Toscana地方行政裁判所

- Centro、ドウオーモとアカデミア美術館の間
- とにかく小さい
- COVID-19関係の規制で入館制限あり

通常裁判所と行政裁判所



破毀院

- Tevere川の向こう側
- とにかく巨大
- 写真を撮る観光客も比較的いる



国務院

- 市街地
- 重要性に比して小さくみえる
- わざわざ見に行く観光客はいない

本日のプログラム

自己紹介

現在の所属、経歴等

これまでの研究

留学の理由

イタリア法への関心

滞在先の選択

よもやま話

行政との関わり

講義・研究関係